

大学生協東京地区統一労働組合 選挙投票管理規定

第1章 総則

(準拠規約)

第1条 この規定は、生協労連大学生協東京統一労働組合同規約（以下規約という）にもとづいて定める。

(選挙権、被選挙権)

第2条 この規定による選挙および全員投票に関する選挙権は投票期間の開始時点、被選挙権は、立候補の締め切り日および投票期間の開始時点のいずれにおいても組合員であるものが有する。

2 規約およびこの規定における、選挙・投票の成立に関する組合員数は前項の条件を満たすものの数をもってあてる。

第2章 選挙管理委員会の役割・任務

(選挙管理委員会)

第3条 規約で定めた全員投票および役員選挙を民主的かつ公正に管理するため選挙管理委員会を置く。

(1) 構成は、中央選挙管理委員2名および各支部の支部選挙管理委員各2名ずつの総体で構成する。

(2) 中央選挙管理委員は、全体を統括するとともに、中央での選挙・投票に関する実務を行う。必要な場合は、支部での選挙・投票に関する実務を代行することができる。

(3) 支部選挙管理委員は、支部大会での選挙・投票に関する実務を行う。

2 選挙管理委員会は、この組合の代議員選挙、役員選挙、ならびに全員投票（以下投票とする）に関する事務を統括する。

(選挙管理委員会の任命および任期)

第4条 中央選挙管理委員は中央執行委員長が推薦し、大会で承認を得るものとする。その任期は定期大会から次の定期大会までの期間とする。但し、次期の選挙管理委員が選出されるまでは前期の選挙管理委員がその事務を行なうものとする。

2 支部選挙管理委員は支部委員会が推薦し、支部大会で承認を得るものとする。その任期は定期大会から次の定期大会までの期間とする。但し、次期の支部選挙管理委員が選出されるまでは前期の支部選挙管理委員がその事務を行なうものとする。

(会議の開催)

第5条 選挙管理委員会は、以下の場合開くものとする。

(1) 中央執行委員長または各支部の支部長の要請があった場合

(2) 選挙管理委員が必要と認めた場合

2. 会議については、中央または各支部選挙管理委員の各大会ごとに開催することができる。

(作業補助者)

第6条 選挙管理委員会は投票の管理作業の補助を行なう者（以下作業補助者とする）を任命できる。作業補助者は選挙管理委員会の指示に従って作業を行い、作業補助者の行為に関する責任は選挙管理委員会が負う。

(立会人)

第7条 開票に際して、選挙管理委員会は立会人を指名する。

(開票)

第8条 投票期間終了後、遅滞なく立会人の立会いの下で、開票を行う。開票結果については、投票終了後1週間以内に発表することとする。

(就任制限)

第9条 中央執行委員などの役員選挙時の立候補者、その他別に定めるものは選挙管理委員、作業補助者になることはできない。

第3章 選挙に関する事項

(選挙業務)

第10条 選挙管理委員会は、役員選挙に関して次の業務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補届の受理および発表
- (3) 当選の確認と発表
- (4) 違反行為のあったときの当落の判定
- (5) その他選挙管理に必要な事項

(公示)

第11条 選挙の開始にあたって選挙管理委員会は以下の内容について公示を行う。公示は選挙の投票日より少なくとも14日以前に行わなければならない。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

- (1) 選挙する代議員ならびに役員、および中央執行委員会が決定した定数
- (2) 立候補の締切日
- (3) 投票の日程
- (4) 投票の方法

(立候補)

第12条 立候補しようとするものは、氏名・生年月日・所属支部等を記した立候補届を選挙管理委員会に届けなければならない。

(投票の方法)

第13条 投票は役職別に、定数が1人の場合は単記制、定数が2人以上の場合は連記制によって行う。但し、立候補者が定数をこえない役職については各人についての信任投票を行う。

(無効投票)

第14条 以下の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙でないもの
- (2) 指定の記入方法以外のもの
- (3) 定数を越えた人数を記入したもの
- (4) 被選挙人以外の名前を記入したもの
- (5) 被選挙人が特定できないもの

2 第13条との関係で定められた人数を下回って記載した事を理由に無効にしてはならない。

(当選の確定)

第15条 選挙管理委員会は、開票の結果を大会に報告し、以下により当選の確定を行う。

- (1) 第13条の場合、有効投票数の上位より定数のもの。ただし中央役員については全代議員の過半数の信任を必要とする。
- (2) 第13条但し書の場合、全代議員の過半数の信任を得たもの
- (3) 前項、および前項のさだめにより当選決定数が定数に満たないときは、当選決定者以外の立候補者について再投票を行って決める。この場合、第13条の規定中の「定数」は、未決定の当選者数と読みかえるものとする。
- (4) 得票数の同じ者についての当選の決定は、決戦投票で決める。

2 中央選挙での当選は、下記のとおりとする。

- ・代議員の直接無記名投票により選挙し選出する。
- ・当選の確定は、上位より定数までのものを当選とする。当選決定者が定数に満たない場

- 合は当選決定以外の候補者について再度投票する。
- ・立候補者が定数を超えない役職については、一人ひとりについて信任投票を行い、全代議員の過半数の得票をもって信任を得たものとする。
- 3 支部選挙での当選は下記のとおりとする。
- ・代議員ならびに支部役員は、各支部を構成する組合員の直接無記名投票により選出する。
 - ・当選の確定は、上位より定数までのものを当選とする。当選決定者が定数に満たない場合は当選決定以外の候補者について再度投票する。
 - ・立候補者が定数を超えない役職については、一人ひとりについて信任投票を行い、支部労組員総数の過半数の得票をもって信任を得たものとする。

(選挙の不成立)

第16条 選挙の有効投票総数が、総投票数の過半数に達しない場合は投票締切日から1ヶ月以内に再度、選挙の公示を行う。

(投票業務)

第17条 選挙管理委員会は、投票に関して次の業務を行う。

- (1) 投票の公示
- (2) 投票結果の確認と発表
- (3) その他投票管理に必要な事項

(支部に関して)

第18条 なお、支部大会での役員選挙に関しては、第10条から第17条に準ずる。

第4章 投票に関する事項

(公示)

第19条 投票の開始にあたって選挙管理委員会は以下の内容について公示を行う。公示は選挙の投票開始日より少なくとも14日以前に行わなければならない。

- (1) 投票によって議決を行なう議案
- (2) 投票の実施日。但し、労組員の全員投票が必要な場合の投票期間は3日以上でなければならない。
- (3) 選挙管理委員会が任命および指名した作業補助者

(議案)

第20条 全員投票によって議決を行なう議案は以下のとおりとする。

- (1) 規約に定められた事項
- (2) 中央執行委員会の提案によるもの
- (3) 支部から提案され、中央執行委員会で全員投票による議が必要と認められたもの

(投票の方法)

第21条 投票は議案別に、反対・保留・賛成の別によって行う。

(無効投票)

第22条 以下の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いなかったもの
- (2) 投票結果が賛成・反対・保留のいずれかを確認しがたいもの

(投票の成立)

第23条 有効投票総数が投票時点での投票有権利者数の過半数に達しない場合、投票は不成立とする。

(投票結果の確定)

第24条 選挙管理委員会は、規約に定めがあるものの他は、以下により投票結果の確定を行う。

- (1) 有効投票数中、賛成が過半数を占めた場合は可決とする。
- (2) 有効投票数中、反対が過半数を占めた場合は否決とする。

(3) 第1項および第2項のいずれでもない場合は保留とする。

(再投票)

第25条 投票結果が第23条第3項にあたる場合、中央執行委員会は投票締切日より1ヶ月以内に、当該する議案につき1回を限度として再度全員投票にかけることができる。

(支部大会の投票に関して)

第26条 なお、各支部大会での投票に関しては、第19条から第25条に準ずる。

第5章 付帯事項

(一事不再議)

第27条 定期大会から翌年の定期大会の間、同一議案について投票を行うことはできない。

(改廃)

第28条 この規定の改廃は、中央執行委員会での議決を必要とする。

(発効)

第29条 この規定は2012年9月22日より発効する。

2012年9月22日 発効

2017年7月30日 一部改定